

令和5年度「介護職員等3(処遇・特定・ベア)加算」に係る賃金について

●加算を受給する介護サービス・加算要件

最も上位の加算 加算(Ⅰ)以外

介護サービス	現行の届出加算区分	算定要件	特定加算の区分	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)
老健	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士80%以上	加算(Ⅰ)	2.1%	1.7%
MD通所Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士70%以上	加算(Ⅰ)	2.0%	1.7%
ケアステ	特定事業所加算(Ⅰ)	介護福祉士30%以上かつ他条件をクリア	加算(Ⅰ)	6.3%	4.2%
WL通所Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	勤続10年以上の介護福祉士が25%以上	加算(Ⅰ)	2.0%	1.7%
夕暮デイ	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	勤続7年以上の職員が30%以上	加算(Ⅱ)	1.2%	1.0%

●その他の加算要件(キャリアパス要件・職場環境要件・見える化要件)

キャリアパス要件として	Ⅰ	職責における職務内容等を定め賃金体系を定めている。
	Ⅱ	研修の機会を確保し、実務者研修で3万円を補助している。
	Ⅲ	一定の基準に基づく昇給判定、経験年数に応じた昇給を実施している。
職場環境要件として	入職促進	「職員としての心得」を配布し経営理念を明確化している。
	資質の向上	定期的な面談・相談機会の確保を実施している。
	両立支援	民間の保育所と提携している。
	健康管理	短時間職員も含め全職員に定期健康診断を実施している。
	教務改善	TQM活動により業務改善を実施している。
やりがいの醸成	全体朝礼や管理会議等で法人の理念等を案内している。	
見える化要件として		ホームページへの掲載を実施している。

●幸信会における賃金改善対象者 ※前年同様に対象者の変更は無し。(診療報酬上の介護職員にも支給しています。)

「経験・技能のある介護職員」①

(a) ① ・介護福祉士であり、法人内介護経験10年以上の介護主任、介護副主任、介護主任補佐、介護リーダー、サービス提供責任者

「他の介護職員」②③④

(b) ② ・介護主任補佐、介護リーダー、常勤の介護士 ③ ・非常勤の介護士 ④ ・非常勤の入浴介護士

●賃金改善額

	介護職手当	処遇改善分	特定処遇分	ベア加算分
①	月額26,000円	月額10,000円	月額10,000円	月額6,000円
②	月額26,000円	月額10,000円	月額10,000円	月額6,000円
③	時給80円の増額	—	時給80円の増額(R元年)	—
④	時給50円の増額	—	時給50円の増額(R元年)	—

●賃金改善の実施時期(期間)

令和5年4月(4/16～5/15)の賃金から令和6年3月(3/16～4/15)まで

(注) 来年で降も介護職員等3加算の算定を予定していますが、
加算の算定状況により、本賃金改善は減額または終了となります。

●要約

「介護職員等3(処遇・特定・ベア)加算」に係る手当は、前年度と同内容で支給します。

管理会議:R5,3,24